明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　一

〔告　示〕

○都県の境界にわたる市の境界変更の件（総務三一四）　二
○町を市とする処分の件（同三一五）　三
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を指定した件（厚生労働三二二）　八
○水先人に免許を与えた件（国土交通九五四）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一七四～一七七）
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一七八）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一七九）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一八〇）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局二七六、二七七）
○道路に関する件（同二七八）

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（沖縄地方交通審議会）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

建設業の許可の取消処分、航空自衛隊が新たに直接取得しようとする飛行点検機の提案要求書の受領手続に関する説明会関係

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

**特殊法人等**

平成二十七年度会計検査院共済組合の決算関係

**会社その他**

## 省令

**○国土交通省令第六十号**

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号イ中「あつては」を「あっては」に改め、同項第二号ハ中「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「定まつている」を「定まっている」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、同条第四項中「定まつている」を「定まっている」に改める。

第二条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「の船舶」を「の汽船」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第三号中「あつて」を「あって」に改め、同号イ及びロ中「あつては」を「あっては」に改める。

第四条の見出し及び同条第二項中「びよう地」を「びょう地」に改め、同条第五項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第五条第二項中「びよう地」を「びょう地」に改める。

第六条中「左に」を「次に」に、「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条第一号中「ふとう、さん橋」を「ふ頭、桟橋」に、「けい船浮標及びドツクの附近」を「係船浮標及びドックの付近」に改め、同条第二号中「入口附近」を「入口付近」に改める。

第七条中「予備びよう」を「予備びょう」に改める。

第八条の二の表関門港の部関門航路の項中「遡つて」を「遡って」に改める。

第十一条第二項中「前しよう」を「前しょう」に改める。

第十三条中「第二十二条但書」を「第二十二条ただし書」に、「具して、これを」を「記載した申請書により」に改める。

第十四条、第十七条及び第十八条中「具して、これを」を「記載した申請書により」に改める。

第十九条中「につき」を「についても、」に改める。

第二十条の三第三項第二号及び第四号中「あつて」を「あって」に改める。

第二十条の四第三号中「行つている」を「行っている」に改める。

第二十二条中「入口附近」を「入口付近」に、「さけなければ」を「避けなければ」に改める。

第二十三条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失つた」を「失った」に改める。

第二十三条の二第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改める。

第二十六条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失なつた」を「失った」に改める。

第二十七条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第二十七条の二第二項中「右げん側」を「右舷側」に、「または」を「又は」に、「もつて」を「もって」に、「左げん側」を「左舷側」に改める。

第二十八条中「もつて」を「もって」に改める。

第二十九条第一項中「あつては」を「あっては」に、「入口附近」を「入口付近」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「あつては」を「あっては」に改め、同条第六項中「あつた」を「あった」に改める。